

TNY India Newsletter

2025/7/15 No.22

CONTE TNS

- 1 はじめに
- 2 インドにおける労働組合について
- 2025 年6月の主な法律・規則、 ガイドライン等の改正・制定情 報

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様 に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、6月 の法律・規則等の改正・制定情報とインドにおける労働組合についてご 紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要 望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと 幸いです。

インドにおける労働組合について

インドにおいて、労働組合を組成する権利は憲法上保証されています(インド憲法(Constitution of India) 19条(1)(c))。また、法令上、労働組合を組成するにあたって特別な要件は定められておらず、 組成自体は自由です。

もっとも、労働組合法(Trade Union act, 1926)上の登録を受けた労働組合でなければ、労働争議に 関して民事上及び刑事上の免責を受けることはできないため、労働組合として活動するにあたっては、同 法上の登録を受けることが事実上重要です。

以下では、インドにおける労働組合法制の概要をご紹介いたします。

1. 労働組合法上の労働組合

冒頭のとおり、インドにおいて、労働組合の組成は自由ですが、労働組合法上の登録を受けなければ、 労働争議に関して民事上及び刑事上の免責を受けることができません。

同法上、「労働組合」とは、一時的であるか永続的であるかを問わず、労働者と使用者、労働者と労働 者、使用者と使用者の関係を規律することを主たる目的として結成された団体と定義されています(同法 2条(h))。また、労働組合の登録を受けるための要件として、組合員数が7名以上であり、なおかつ、当 該施設に従事する者のうち10%又は100名のいずれか少ない方の人数が当該労働組合に加入しているこ とが求められます(同法4条)。

2. 労働組合の権利

登録を受けた労働組合の組合員は、労働組合の目的を促進するためになされた組合員間の合意について共謀罪に問われることとはありません(労働組合法17条)。また、労働争議を企図し、またはその促進のために行われた行為について、それが、事業や雇用の妨害となったとしても、それだけをもって民事責

任を追及されることもありません(同法18条)。

3. 団体交渉の流れ

労働組合との団体交渉は一般的には、以下のような過程を経ます。

①要求の提示

- ②交渉
- ③労使協定 (settlement) の締結
- ④ 【交渉がまとまらない場合】 調停 (conciliation)
- ⑤【調停が不成立の場合】裁判又は仲裁

なお、労使協定については、締結が調停手続き外で行われるか調停手続き内で行われるかによって法的 効果が異なります。具体的には、調停手続き外で交わされた労使協定は、当事者(すなわち使用者と労働 組合員)のみを拘束しますが、調停手続き内で労使協定が成立した場合には、組合員への加入の有無を問 わず、当該施設における全労働者に効力が及びます。また、調停手続き外の労使協定であっても、当事者 間の合意で、組合員であるか否かを問わず全労働者に当該協定を適用させることも可能です。

2025年6月に発出された主な法令やガイドライン等の情報(6月1日~6月 30日)

Issue Date	Title	Issuing Ministry
June 6	Companies (Filing of Documents and Forms in Extensible Business Reporting Language) Amendment Rules, 2025	Ministry of Corporate Affairs
June 16	Separate Filing of e-form CSR-2 post the period of transition from MCA21 V2 to V3 -reg.	Ministry of Corporate Affairs
June 16	Relaxation of additional fees for filing of 13 e-forms during the period of transition from MCA21 V2 to V3 -reg.	Ministry of Corporate Affairs
June 3	Margin obligations to be given by way of Pledge/Repledge in the Depository System	Securities and Exchange Board of India
June 12	Review of provisions relating to Product Advisory Committee (PAC)	Securities and Exchange Board of India
June 17	Master Circular for Stock Brokers	Securities and Exchange Board of India

_	T	1
June 23	Master Circular for Registrars to an Issue and Share Transfer Agents	Securities and
		Exchange
		Board of
		India
June 25	Notification under Securities and Exchange Board of India(Certification of	Securities
	Associated Persons in the Securities Markets) Reglations,2007- Alternative	and
	Investment Fund Managers Certification Examination	Exchange
		Board of
		India
June 26	Industry Standards on "Minimum Information to be provided to the audit	Securities
	committee and shareholders for approval of Related Party Transactions	and
		Exchange
		Board of
		India
June 27	Master Circular for Investment Advisers	Securities
		and
		Exchange
		Board of
		India
June 6	Reserve Bank of India (Lending Against Gold and Silver Collateral)	Reserve
	Directions, 2025	Bank of
		India
June 6	Amendment to the Foreign Exchange Management (Foreign Currency	Reserve
	Accounts by a Person Resident in India) (Sixth Amendment) Regulations,	Bank of
	2025	India
June 12	Inoperative Accounts/ Unclaimed Deposits in Banks - Revised Instructions	Reserve
	(Amendment) 2025	Bank of
		India
June 12	Reserve Bank of India (Know Your Customer (KYC)) (Amendment)	Reserve
	Directions, 2025	Bank of
		India
June 16	Master Direction – Reserve Bank of India (Electronic Trading Platforms)	Reserve
	Directions, 2025	Bank of
		India
June 19	Reserve Bank of India (Project Finance) Directions, 2025	Reserve
		Bank of
		India
June 25	The Depositor Education and Awareness (DEA) Fund Scheme, 2014 – Revised	Reserve
	Operational Guidelines	Bank of
		India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご 相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しておりま す。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様に は、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

✓ 株式譲渡手続きをしたい

- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就 業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

デリーのNational Museum (国立博物館) に足を運んでみました。写真の仏像は、展示物の一つで、 ガンダーラ美術の一例です。

紀元前4世紀、アレクサンドロス大王が東方遠征 を行ったことにより、ギリシア文化がアジアに 伝播します。ガンダーラ美術は、1世紀頃から発 展し、ギリシア彫刻等の影響を思わせる写実的 な仏教美術が形成されました。 世界はつながっているということを感じられて 面白いです。



本稿は、2025年7月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: https://india.tny-legal.com